

## (ご案内) 全国マタハラ未然防止対策キャラバン

## 育児・介護休業等規定整備のための個別相談会

主催：愛媛労働局



男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が平成29年1月1日から改正施行されます。  
愛媛労働局では、改正内容に沿った、就業規則、育児・介護休業規程等の変更等の促進を図るため、下記のとおり個別相談会を開催します。是非、ご参加下さい。

八幡浜、新居浜、今治、宇和島会場については、対応できる事業場数に限りがありますので、早めに申し込みをお願いいたします。

## 1 開催日時及び会場

会場名	開催日・対応事業場数	開催時間	会場
① 松山	平成28年11月21日(月) 40事業場	9:30~16:00	松山若草合同庁舎6階 愛媛労働局 雇用環境・均等室 所在地：松山市若草町4-3 電話：089-935-5222
② 八幡浜	平成28年11月24日(木) 15事業場	10:30~15:15	八幡浜労働基準監督署 会議室 所在地：八幡浜市江戸岡1-1-10 電話：0894-22-1750
③ 新居浜	平成28年11月24日(木) 10事業場	10:30~15:15	新居浜労働基準監督署 会議室 所在地：新居浜市一宮町1-5-3 電話：0897-37-0151
④ 新居浜	平成28年11月25日(金) 10事業場	10:30~15:15	新居浜労働基準監督署 会議室 所在地：新居浜市一宮町1-5-3 電話：0897-37-0151
⑤ 今治	平成28年11月28日(月) 15事業場	10:30~15:15	今治労働基準監督署 会議室 所在地：今治市旭町1-3-1 電話：0898-32-4560
⑥ 宇和島	平成28年11月29日(火) 15事業場	10:30~15:15	宇和島労働基準監督署 会議室 所在地：宇和島市天神町4-40 電話：0895-22-4655

## 2 内容

- 育児・介護休業規程の整備
- 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止規定の整備など
- 1社40分、個別に相談対応を実施します。

## 3 参加申込に関するお問合せ先

裏面申込書にご記入の上、FAX等により平成28年11月11日(金)までにお送り下さい。

## (ご案内) 全国マタハラ未然防止対策キャラバン

愛媛労働局雇用環境・均等室あて (このまま FAX をお送りください)

FAX 089-935-5223

締切：平成28年11月11日(金)

### 改正法に基づく育児・介護休業規程等個別相談会参加申込書

(事業所名)	(担当者)
(住所)	部署・役職名 ( ) 氏 名 ( ) 来庁者人数 ( 名 )
TEL ( - - )	FAX ( - - )
<b>参加希望会場日時</b>	
第一希望	会場名 ( ) 時間 ( : から)
第二希望	会場名 ( ) 時間 ( : から)

会 場 名	相 談 の 時 間 帯
① 松山会場	① 9:15 から ②10:00 から ③10:45 から ④ 13:00 から ⑤13:45 から ⑥14:30 から ⑦15:15
② 八幡浜会場	① 10:30 から ②11:15 から ③13:00 から ④13:45 から ⑤14:30
③ 新居浜会場	① 10:30 から ②11:15 から ③13:00 から ④13:45 から ⑤14:30
④ 今治会場	① 10:30 から ②11:15 から ③13:00 から ④13:45 から ⑤14:30
⑤ 宇和島会場	① 10:30 から ②11:15 から ③13:00 から ④13:45 から ⑤14:30

- ① 相談時間は、1事業場40分です。
- ② 事業場が作成している育児休業規定等の変更案をご持参ください。
- ③ 個別相談会にご来場できない場合は、愛媛労働局雇用環境・均等室において随時対応しておりますので、ご連絡ください。

参加申込及び問合せ先 愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町4-3

TEL 089-935-5222 FAX 089-935-5223